

## 大井町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて大井町補助金等交付規則（平成15年大井町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。

(2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有し、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室通知）に適合するものをいう。

(補助対象地域)

第3条 補助対象となる地域は、大井町公共下水道事業において定める下水道事業認可区域以外の地域とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、補助対象地域において、自己が居住の用に供する住宅（併用住宅も可）の単独処理浄化槽又はくみ取り式便槽を合併処理浄化槽（5人槽から10人槽までとする。）に転換する者で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、住宅の新築若しくは増築に伴う合併処理浄化槽の設置又は故障した合併処理浄化槽の更新若しくは改築をする者は補助を受けることができない。

(1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けて合併処理浄化槽を設置する者

(2) 賃貸人の承諾が得られている者（土地又は住居等を借りている者に限る。）

(3) 販売又は賃貸の目的で建物を建設する者以外の者

(4) 町税等の滞納をしていない者

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 合併処理浄化槽本体の設置に要する費用に相当する額。ただし、人槽区分

に応じ、次の表に定める額を限度とする。

人 槽 区 分	5 人槽	6 ～ 7 人槽	8 ～ 10 人槽
交付限度額	332,000 円	414,000 円	548,000 円

(2) 宅内配管費（合併処理浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、排水ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費とし、33万円を限度とする。）

(3) 既設の単独処理浄化槽の撤去工事費（15万円を限度とした額）又は既設のくみ取り式便槽の撤去工事費（12万円を限度とした額）

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 浄化槽設置場所の案内図
- (3) 浄化槽を設置する敷地平面図及び配管図
- (4) 登録浄化槽管理票 C 票及び登録証の写し
- (5) 賃貸人の承諾書（土地又は住居等を借りている者に限る。）
- (6) 設置に係る見積書及び工事請負契約書の写し
- (7) 撤去費に係る見積書
- (8) 宅内配管費に係る見積書
- (9) 町税等を完納していることを証する書類又は町税等状況確認同意書
- (10) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金交付の可否を決定した者に対して、補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）によりその交付の可否を通知するものとする。

（事業の変更等）

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定通知書を受けた後、申請内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、変更承認申請書（第3号様式）に変更内容を証明する書類を添付して町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、提出を省略することができる。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の

遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し又は合併処理浄化槽を適正に管理できることを証明する書類
  - (2) 法定検査(法第7条第1項及び法第11条第1項(初回))の手数料受領証の写し
  - (3) 施工状況写真(施工前・施工中・施工後、くみ取り式便槽又は単独処理浄化槽の撤去の状況)
  - (4) 請求書又は領収書の写し(本体設置、宅内配管、撤去の内訳が分かる見積書等を添付)
  - (5) 浄化槽設備士によるチェックリスト(様式任意)
  - (6) その他町長が必要と認める書類
- (交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該報告について内容を審査し、その適否を決定し、補助金交付確定通知書(第5号様式)により補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 町長は、前条の規定による交付額の確定後、補助対象者からの補助金交付請求書(第6号様式)に基づき補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、第10条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 町長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定(確定)取消通知書(第7号様式)により補助対象者に通知する。

(補助金の返還)

第13条 町長は補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し補助金の返還を命ず

ることができる。

(報告の徴収)

第14条 町長は、補助対象となった合併処理浄化槽について設置後の適正な維持管理の状況を確認するため、補助対象者から報告を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。